

農地法第3条許可申請について

申請書の締切は 毎月20日 です

◎契約等をする前にまず農業委員会へ相談をして下さい。

農地は、食料の安定供給のための生産基盤であるばかりでなく、地域社会経済発展のためにもかけがえのない重要な資源であります。それだけに地域の実情に合わせた計画的な利用が望まれると同時に将来の農業経営者がこの貴重な農地を有効に利用できるよう維持・管理して行かなければなりません。そこで、農地を売買等する場合には次のような手続が必要です。

◎農地の売買、貸借（農地法第3条許可申請）の手続

農地又は採草放牧地（以下「農地等」といいます）について所有権を移転（売買、贈与などをする場合）または、賃借権、使用貸借権、地上権等の権利を設定（賃借などにより他人に農地を使わせる場合）若しくは移転する場合は、市町村農業委員会の許可を受けることが必要です。この許可を受けないで行う農地等の売買、贈与、賃借等の行為は法律上効力を生じません。

したがって売買契約をしても、許可を受けないで放置しておく、登記も出来ず、紛争の原因となるばかりでなく、農地法違反による罰則が適用されるなど、売主、買主にとって思わぬ損失を招くこととなりますので、必ず次の方法で農業委員会へ申請の手続をして下さい。

農地法第3条許可申請の手続

① 農業委員会事務局への相談

農地の売買等を行うためには、農地法で定められた基準があり、該当しない場合は許可が出ないので、あらかじめ農業委員会事務局まで相談して下さい。

② 申請書の準備

別紙記載例に従って、申請書に記入して下さい。

また、必要な添付書類を準備して下さい。

なお、地元農地利用最適化推進委員の意見書が必要ですので、内容の説明等を行い意見の記入・署名・押印をもらって下さい。

③ 申請書の提出

国東市内の農地を売買等する場合は、国東市農業委員会に申請書を提出して下さい。

なお、市外の農地を売買等する場合は、土地の所在する市町村の農業委員会に申請することになりますので、それぞれの農業委員会に相談して下さい。

④ 農業委員会による審査

許可申請書の提出を受けたときは、農業委員会総会においてその内容を「許可基準」に照らし合わせて審査します。

許可すべきである場合は、指令書をもって申請者に通知します。

また、許可できない場合も同様です。

- ※ 許可を受けずに行った行為には、厳しい措置があります。許可を受けないでの農地等の売買、贈与等の行為は法律上の効力を生じません。
特に悪質な農地法違反には罰則が適用され最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金があります。

(注) 許可申請は毎月20日締切(いずれも締切日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は直後の平日)、翌月10日前後開催の農業委員会総会において審議が行われます。

※各総合支所での締切は開庁日で数え締切日の2日前となります。

◎ 提出するもの

申請書

記載例にならない、必要事項を記入して下さい。

添付書類

- (1) 土地の登記簿謄本(全部事項証明書に限る) ※
- (2) 譲渡人の住民票の写し(譲渡人が市外・県外在住である場合)(注)
- (3) 譲受人の住民票の写し(譲受人が市外・県外在住である場合)
- (4) 定款又は寄付行為の写し(権利を取得しようとする者が法人である場合)
- (5) 組合員名簿又は株主名簿の写し(権利を取得しようとする者が法人である場合)
- (6) 構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(権利を取得しようとする者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が構成員となっている農地所有適格法人である場合)
- (7) 農地法施行令(以下、「施行令」)第16条第2項の要件を満たしていることを証する書面(権利を取得しようとする者が施行令第2条第2項第3号に規定する法人である場合)
- (8) 農地法(以下、「法」)第3条第3項第1号に規定する条件その他農地等の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し(法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする者)
- (9) 景観法第56条第2項の規定により市町村等の指定を受けたことを証する書面(権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合)
- (10) 農地法第3条第1項第1～16号のいずれかに該当することを証する書面(農地法第3条第1項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合)
- (11) その他参考となるべき書面(耕作証明書・営農計画書・契約書の写し等)

※申請地の登記簿謄本は杵築法務局で受け取れます。

(注) 住民票(前住所含む)と登記簿謄本に記載された住所が異なる場合は住民票の写しに加えて「戸籍の附票」(登記簿謄本に記載された住所が表記されているもの:本籍地の自治体が交付)の写しが必要となりますのでご注意ください。



農地に関するご相談は、国東市農業委員会(0978-72-5176)へご連絡ください

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

国東市農業委員会会長 殿

当事者

<譲渡人>

住所

氏名

<譲受人>

住所

氏名

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲渡人						
譲受人						

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又 は名称 〔現所有者が登記 簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
		登記	現況				権利の種類 内容	権利者の氏名又 は名称
町 字								
町 字								
町 字								
町 字								
町 字								

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の種別：【 有償 ・ 無償 】 契約 ・ 権利の移転又は設定の時期 ・ 契約期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (※賃借の場合記入)

記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の 3 は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地	農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地				
	貸付地				
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					

所有地以外の土地	農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地				
	貸付地				
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					

(記載要領)

1. 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
2. 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑		樹園地			採 放 牧 地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(m ²)								

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類					
確保しているもの	所有 リース					
導入予定のもの 〔資金繰りについて〕	所有 リース					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 年、農業技術修学暦 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

(2) 年齢 (3) 主たる職業 (4) 権利取得者との関係

	氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農業従事日数	備考
世帯員 (構成員)						

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

(5) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間:年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間:年 か月(直近の実績)

年 か月(見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地法第3条の規定による許可申請にかかる意見書

申請人	譲渡人	〒 - 住所：..... 氏名：..... (歳) (電話番号：..... -)
	譲受人	〒 - 住所：..... 氏名：..... (歳) (電話番号：..... -)

経営状況

	譲渡人			譲受人		
	自作地(m ²)	借入地(m ²)	貸付地(m ²)	自作地(m ²)	借入地(m ²)	貸付地(m ²)
田						
畑						
樹園地						
計						

権利設定の理由

申請の土地	土地の所在	町 字 番 外 筆
	地 積	m ²
権利設定の理由	譲渡人
	譲受人
譲渡地耕作者氏名 (本人の場合は不要)	
譲渡地耕作者意見 (本人の場合は不要)	
地元農地利用最適 化推進委員意見	

上記のとおり相違ありません。

国東市農業委員会 会長 殿

令和 年 月 日

国東市農地利用最適化推進委員 印

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 5年 9月 1日

国東市農業委員会会長 殿

当事者

譲渡人

譲受人

<譲渡人>

<譲受人>

住所 国東市国見町竹田津1234番地

住所 国東市国見町伊美4321番地

氏名 大分次郎

氏名 国東太郎

下記農地(採草放牧地)について { 所有権 賃借権 使用貸借による権利 その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間) 移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

Table with 7 columns: 当事者, 氏名, 年齢, 職業, 住所, 国籍等, 在留資格又は特別永住者. Rows for 譲渡人 and 譲受人.

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

Table with 8 columns: 土地の所在, 地番, 地目(登記, 現況), 面積(m²), 対価、賃料等の額(円), 所有者の氏名又は名称, 所有権以外の使用収益権が設定されている場合(権利の種類内容, 権利者の氏名又は名称).

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

Table with 1 row for 譲受人 containing: 契約の種別: [有償・無償] 契約, 権利の移転又は設定の時期 許可後, 契約期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (※賃借の場合記入)

記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の 3 は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

譲 受 人	所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		自作地	6,000	4,000	2,000		
		貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由	
			登記簿	現況			
非耕作地							

譲 受 人	所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		借入地	1,000	1,000			
		貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由	
			登記簿	現況			
非耕作地							

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

譲 受 人		田		畑	樹園地			採 放 牧 地
	作付(予定)作物	水稻	大豆	野菜				
	権利取得後の面積(m ²)	5,000	900	2,600				

(2) 大農機具又は家畜

譲 受 人	数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン		
	確保しているもの	所有 リース	1台	1台	1台		
	導入予定のもの 〔資金繰りについて〕	所有 リース					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 **30**年、農業技術修学暦 年、その他 ()

譲 受 人	② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 2 (農作業経験の状況: 10~20年の農作業従事)
		増員予定: (農作業経験の状況:)
	③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: (農作業経験の状況:)
		増員予定: (農作業経験の状況:)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

約 1 km

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

(2) 年齢 (3) 主たる職業 (4) 権利取得者との関係

譲 受 人		氏 名	年 齢	主たる職業	権利取得者との関係	農業従事日数	備 考
	世帯員 (構成員)	国東太郎	57	農業	本人	250日	
		国東花子	55	農業	妻	200日	
		国東三郎	30	会社員	長男	60日	

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

(5) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

譲 受 人		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			←									→
譲 受 人	その者が農作業に常時従事する期間			←									→
					国東太郎	・	国東花子						
						←							→
								国東三郎					

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

譲
受
人

大分次郎氏が水稻を栽培していた水田を取得し、同様に水稻の栽培を行うため、周辺の農地に影響を及ぼすことはないと考えます。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 　　か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 　　か月（直近の実績）

年 　　か月（見込み）

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地法第3条の規定による許可申請にかかる意見書

申請人	譲渡人	〒123-4567 住所：国東市国見町竹田津1234番地 氏名：大分次郎 (66歳) (電話番号：000-1234-5678)	譲渡人
	譲受人	〒987-6543 住所：国東市国見町伊美4321番地 氏名：国東太郎 (57歳) (電話番号：000-9876-5432)	譲受人

経営状況

	譲渡人			譲受人		
	自作地(m ²)	借入地(m ²)	貸付地(m ²)	自作地(m ²)	借入地(m ²)	貸付地(m ²)
田				4,000	1,000	
畑			譲渡人	2,000		譲受人
樹園地						
計				6,000	1,000	

権利設定の理由

申請の土地	土地の所在	国見町伊美字松山567番外1筆	譲受人 譲渡人 譲受人
	地積	1,500 m ²	
権利設定の理由	譲渡人 (例) 高齢者のため管理できないので農地を処分する。 (例) 県外在住のため管理できないので農地を処分する。 譲受人 (例) 当農地を耕作するため。		
譲渡地耕作者氏名 (本人の場合は不要)			
譲渡地耕作者意見 (本人の場合は不要)			
地元農地利用最適化推進委員意見			

上記のとおり相違ありません。

国東市農業委員会 会長 殿

令和 年 月 日

国東市農地利用最適化推進委員

印

地元の農地利用最適化推進委員に売買又は贈与して周囲の農地に影響がないか意見をもらってください